

 草津市公報

発行日 令和6年9月15日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 16 号
発行所 草津市役所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 告 示

介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	2
介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者の指定について（介護保険課）	2
介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号の規定に基づく事業廃止の届出について（介護保険課）	2
生活保護法第49条の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	3
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	3
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	4
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	4
草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	5
草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	5
草津市議会定例会の招集について（総務課）	6
草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（幼児課）	7
保護樹木の指定解除について（環境政策課）	8
公示送達について（納税課）	8
草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱（健康増進課）	10

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	15
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	16
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	16
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	19
草津市立市民交流プラザ指定管理者の募集について（商工観光労政課）	19
草津市立長寿の郷ロクハ荘指定管理者の募集について（長寿いきがい課）	19
草津市立なごみの郷指定管理者の募集について（長寿いきがい課）	20

草津市立草津駅西口・西口第 2・西口第 3 自転車駐車場指定管理者の募集について（交通政策課）……………20

◎ 水道事業管理規程

草津市水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程（上下水道総務課）……………21

◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）……………22

告 示

草津市告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和6年8月20日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
イリーゼ草津居宅介護支援事業所	滋賀県草津市野村6-17-36	HITOWAケアサービス株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号	代表取締役 袴田 義輝 東京都葛飾区東金町6-1-14	居宅介護支援	令和6年8月31日	257060152

(令和6年8月20日掲示済み)

草津市告示第232号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和6年8月21日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号

メディケア訪問介護事業所	滋賀県草津市草津三丁目14-44木村ビル1階	株式会社まごころ 滋賀県甲賀市水口町山3938-41	代表取締役 上田 裕康 滋賀県栗東市小野15-10	生活支援型訪問サービス	令和6年9月1日	2570601985
--------------	------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------	----------	------------

(令和6年8月21日掲示済み)

草津市告示第233号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止届出があったので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき告示する。

令和6年8月21日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	訪問介護事業所 常輝の里
事業所の所在地	滋賀県草津市志那中町25番地
申請者の名称および主たる事務所の所在地	社会福祉法人寿会 滋賀県草津市志那中町25番地
代表者の氏名と住所	理事長 吉本 勝明 滋賀県草津市志那町911番地
サービスの種類	介護予防型訪問サービス
指定廃止年月日	令和6年9月8日
事業所番号	2570601639

(令和6年8月21日掲示済み)

草津市告示第 2 3 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第 5 0 条の 2 の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
ふれあいハート薬局	草津市北山田町 2 4 7 － 1	令和 6 年 4 月 3 0 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 3 5 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
ふれあいハート薬局	草津市北山田町 2 4 7 － 1	令和 6 年 4 月 3 0 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 3 6 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ふれあいハート薬局	草津市北山田町 2 4 7 － 1	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 3 7 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
ふれあいハート薬局	草津市北山田町 2 4 7 － 1	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 2 3 8 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
いわさ眼科	草津市西渋川 1 - 3 - 1 8	令和 6 年 6 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日掲示済み）

草津市告示第 2 3 9 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
いわさ眼科	草津市西渋川 1 - 3 - 1 8	令和 6 年 6 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日掲示済み）

草津市告示第 2 4 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
J I N C L I N I C	草津市新浜町 3 0 0 イオンモール草津 1 F	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日掲示済み）

草津市告示第 2 4 1 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第 1 4 条第 4 項においてその例によることとされる生活保護法第 5 5 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
J I N C L I N I C	草津市新浜町 3 0 0 イオンモール草津 1 F	令和 6 年 5 月 1 日

（令和 6 年 8 月 2 1 日掲示済み）

草津市告示第 2 4 2 号

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに制定する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱（令和 2 年草津市告示第 2 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 《現行どおり》 （補助金額） 第 4 条 《現行どおり》 （1） 補助基準額（月額）は、副食費と <u>4, 800 円</u> を比較して少ない額とする。 （2） 《現行どおり》 2 《現行どおり》 第 5 条～第 9 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《現行どおり》	第 1 条～第 3 条 《省略》 （補助金額） 第 4 条 《省略》 （1） 補助基準額（月額）は、副食費と <u>4, 700 円</u> を比較して少ない額とする。 （2） 《省略》 2 《省略》 第 5 条～第 9 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 4 号 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 3 日から施行し、改正後の草津市多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱の規定は、令和 6 年度以降の事業から適用する。

（令和 6 年 8 月 2 3 日掲示済み）

草津市告示第 2 4 3 号

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに制定する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱（平成 2 8 年草津市告示第 3 1 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （給付金額等）	第 1 条～第 2 条 《省略》 （給付金額等）

改正後	改正前
第 3 条 《現行どおり》 (1) 教育・保育給付認定保護者（前条第 1 号に規定する者に限る。）に係る副食材料費以外の実費徴収費（草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年草津市条例第 3 0 号。次号において「条例」という。）第 1 3 条第 4 項各号（第 3 号を除く。）および第 4 3 条第 4 項各号に掲げる費用） 一人当たり月額<u>2, 7 0 0 円</u> (2) 施設等利用給付認定保護者（前条第 2 号に規定する者に限る。）に係る副食材料費 一人当たり月額<u>4, 8 0 0 円</u> 第 4 条～第 8 条 《現行どおり》	第 3 条 《省略》 (1) 教育・保育給付認定保護者（前条第 1 号に規定する者に限る。）に係る副食材料費以外の実費徴収費（草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年草津市条例第 3 0 号。次号において「条例」という。）第 1 3 条第 4 項各号（第 3 号を除く。）および第 4 3 条第 4 項各号に掲げる費用） 一人当たり月額<u>2, 5 0 0 円</u> (2) 施設等利用給付認定保護者（前条第 2 号に規定する者に限る。）に係る副食材料費 一人当たり月額<u>4, 7 0 0 円</u> 第 4 条～第 8 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 2 3 日から施行し、改正後の草津市教育・保育実費徴収に係る給付金支給事業実施要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に発生する実費徴収費から適用し、同日前に発生した実費徴収費については、なお従前の例による。

(令和 6 年 8 月 2 3 日揭示済み)

草津市告示第 2 4 4 号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和 6 年 9 月 2 日

2 場 所 草津市議会議場

(令和 6 年 8 月 2 6 日揭示済み)

草津市告示第 2 4 5 号

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 6 日

草津市長 橋 川 渉

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱（令和 4 年草津市告示第 4 0 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
第 1 条～第 1 7 条 《現行どおり》 別表第 1 （第 2 条第 1 号関係） 対象施設等の決定基準	第 1 条～第 1 7 条 《省略》 別表第 1 （第 2 条第 1 号関係） 対象施設等の決定基準												
<table><tr><th>項目</th><th>基準の内容</th></tr><tr><td>1 集団活動に従事する者の数</td><td>集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>1 5 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>2 5 人</u>につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr></table>	項目	基準の内容	1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。	《現行どおり》	《現行どおり》	<table><tr><th>項目</th><th>基準の内容</th></tr><tr><td>1 集団活動に従事する者の数</td><td>集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>2 0 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>3 0 人</u>につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。</td></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr></table>	項目	基準の内容	1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。	《省略》	《省略》
項目	基準の内容												
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。												
《現行どおり》	《現行どおり》												
項目	基準の内容												
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人以上とする。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。												
《省略》	《省略》												
別表第 2～別表第 3 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 8 号 《現行どおり》	別表第 2～別表第 3 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 8 号 《省略》												

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 2 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 保育士および保育従事者の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この要綱による改正後の草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱別表第 1 集団活動に従事する者の数の項の規定は、適用しない。この場合において、この要綱による改正前の草津市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱別表第 1 集団活動に従事する者の数の項の規定は、この要綱の施行日以後においても、なおその効力を有する。

（令和 6 年 8 月 2 6 日揭示済み）

草津市告示第 2 4 6 号

保護樹木の指定解除について

次の樹木について、草津市の良好な環境保全条例（昭和 5 3 年草津市条例第 2 6 号）第 1 8 条第 1 項に規定する保護樹木の指定を解除するので、同条第 2 項の規定により、第 1 2 条第 8 項の規定により準ずる同条第 6 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 2 7 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 (1) 保護樹木の名称 小汐井神社のムクノキ
 - (2) 保護樹木の所在地
ア 土地の表示 草津市大路二丁目
イ 位置図 別紙 1 のとおり
 - (3) 指定解除の内容
腐朽や空洞に起因する倒木の危険を回避したいという管理者の強い意向により全伐採が行われ、現存しないため。
- 2 その他の事項
この指定解除は、告示の日から効力を生じる。

(令和 6 年 8 月 2 7 日揭示済み)

草津市告示第 2 4 7 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
- (1) 市・県民税・普通徴収督促状 4 件
- (2) 市・県民税・特別徴収督促状 2 件
- (3) 軽自動車税（種別割）督促状 1 4 件

- (4) 国民健康保険税督促状 1 件
- (5) 配当計算書（謄本） 1 件
- 計 2 2 件

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和 6 年 9 月 6 日に送達があったものとみなす。

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税
DAEZIN	野洲市小篠原1595番地1 コーポ弥生のさと202号	令和6年度随時期		
NGUYEN HUU KHA I	草津市西浪川一丁目2番25-102号 川那辺パーク	令和6年度随時期		
下地 健矢	津山市河辺866番地1 レオパレス河辺109号室	令和6年度随時期		
BAI LICHENG	中国	令和6年度随時期		
片岡 達志	大津市雄琴一丁目3番3号		令和6年度全期	
中村 義和	大津市伊香立向在地町252番地		令和6年度全期	
堀内 省三	草津市西浪川一丁目11番7号 ハイツヒカリ 103号		令和6年度全期	
堀内 省三	草津市西浪川一丁目11番7号 ハイツヒカリ 103号		令和6年度全期	
長瀬 幹広	草津市野村三丁目7番4号 正田マンションⅡ 2-1号		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
山根 暁	草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式番館		令和6年度全期	
長谷川 進	草津市追分二丁目8番7-103号 レオパレスE f i n i Ⅱ		令和6年度全期	
福田 恭太郎	草津市笠山四丁目11番11-1401号 ピュア・ドミトリー シミズ		令和6年度全期	
GOH SEONGHYUK	草津市大路一丁目3番14-805号 ファイネスコート草津		令和6年度全期	令和5年度第10期

配 当 計 算 書（謄本）公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
西脇 拓海	東京都町田市中町3丁目5番11号P r o g r e s s M A C H I D A 1 0 2	発番 令和6年 7月 8日 草納発第 840号

市 県 民 税 特 別 徴 収 督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏 名	住 所	備 考
山田環境サービス 株 式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニング I I 2 0 1	令和6年 4月分
山田環境サービス 株 式会社	愛知県一宮市猿海道1丁目9番7号シャイニング I I 2 0 1	令和6年 5月分

（令和6年8月30日揭示済み）

草津市告示第248号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和6年8月30日

草津市長 橋 川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱
草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条 《現行どおり》 （予防接種の対象者） 第4条 予防接種の対象者は、定期予防接種に あつては次に <u>掲げる者</u> とし、臨時予防接種に あつては必要に応じて市長が別に定めるものと する。ただし、令第3条第2項に定める者は、 次条第2項による許可を受けた者（以下「特例 措置対象者」という。）に限る。 (1)～(2) 《現行どおり》 （特例措置対象者） 第5条 令第3条第2項で定める者は、定期接種 の際に事前に長期療養を必要とする <u>疾病等</u> によ る定期接種に関する特例措置申請書（別記様式 第1号）および長期療養を必要とする疾病にか かった者等の定期接種に関する特例措置対象者	第1条～第3条 《省略》 （予防接種の対象者） 第4条 予防接種の対象者は、定期予防接種に あつては次に <u>掲げる者もの</u> とし、臨時予防接種 にあつては必要に応じて市長が別に定めるもの とする。ただし、令第3条第2項に定める者 は、次条第2項による許可を受けた者（以下 「特例措置対象者」という。）に限る。 (1)～(2) 《省略》 （特例措置対象者） 第5条 令第3条第2項で定める者は、定期接種 の際に事前に長期療養を必要とする <u>疾病</u> による 定期接種に関する特例措置申請書（別記様式第 1号）および長期療養を必要とする疾病にかか った者等の定期接種に関する特例措置対象者該

改正後	改正前
該当理由書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の申し込みがあったときは、速やかにこれを審査し、長期療養を必要とする<u>疾病等</u>による定期接種に関する特例措置可否決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。 第6条 《現行どおり》 （予防接種の費用） 第7条 定期予防接種（<u>高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症および高齢者の新型コロナウイルス感染症</u>を除く。）に要する費用は、当該定期予防接種の対象者およびその保護者に対し、徴収しないものとし、臨時予防接種に要する費用は、その都度市長が別に定めるものとする。 <u>2 高齢者のインフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に対する予防接種の接種料は、予防接種に要する費用の100分の30に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、高齢者の新型コロナウイルス感染症に対する予防接種の接種料は、予防接種に要する費用から厚生労働省が定める新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成事業実施要領（令和6年5月16日感発0516第152号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づく助成金を除いた額の100分の30に相当する額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 3 《現行どおり》 第8条～第9条 《現行どおり》 （助成対象者） 第10条 《現行どおり》 (1) 第4条に掲げる定期予防接種対象者である者（当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者（<u>高齢者のインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症および高齢者の新型コロナウイルス感染症</u>を除く。）その他令第3条第2項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。<u>特例措置対象者</u>を含む。）であって、当該定期予防接種の対象者である期間	当理由書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の申し込みがあったときは、速やかにこれを審査し、長期療養を必要とする<u>疾病</u>による定期接種に関する特例措置可否決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。 第6条 《省略》 （予防接種の費用） 第7条 定期予防接種（<u>インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症を除く。</u>）に要する費用は、当該定期予防接種の対象者およびその保護者に対し、徴収しないものとし、臨時予防接種に要する費用は、その都度市長が別に定めるものとする。 <u>2 次の各号に掲げる疾病に対する予防接種の接種料は、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) インフルエンザ 1,500円 (2) 高齢者の肺炎球菌感染症 2,600円 3 《省略》 第8条～第9条 《省略》 （助成対象者） 第10条 《省略》 (1) 第4条に掲げる定期予防接種対象者である者（当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者（<u>インフルエンザ</u>を除く。）その他令第3条第2項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。<u>特別措置対象者</u>を含む。）であって、当該定期予防接種の対象者である期間に、委託医療機関（市と草津栗東医師会間の予防接種に関する契約または市と

改正後	改正前
に、委託医療機関（市と草津県医師会間の予防接種に関する契約または市と滋賀県医師会または滋賀県病院協会間の予防接種に関する契約および市と個別医療機関間の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) 《現行どおり》 第11条～第19条 《現行どおり》 別記様式第1号（第4条、第5条関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号（第4条、第5条関係） 《現行どおり》 別記様式第3号（第4条、第5条関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第4号（第9条第2項関係） （別添3－1のとおり） 別記様式第5号（第9条第5項関係） （別添4－1のとおり） 別記様式第6号～別記様式第8号 《現行どおり》	滋賀県医師会または滋賀県病院協会間の予防接種に関する契約および市と個別医療機関間の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) 《省略》 第11条～第19条 《省略》 別記様式第1号（第4条、第5条関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号（第4条、第5条関係） 《省略》 別記様式第3号（第4条、第5条関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第4号（第9条第2項関係） （別添3－2のとおり） 別記様式第5号（第9条第5項関係） （別添4－2のとおり） 別記様式第6号～別記様式第8号 《省略》

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別添1－1

別記

様式第1号（第4条、第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする**疾病等**による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする**疾病にかかったこと等の特別な事情**により、定期予防接種の機会を逸していましたが、**当該特別な事情がなくなった**ため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：

記

予防接種を受ける人	(フリガナ)氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	－ －	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、該当する接種回数を○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	
	☐ BCG		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV- Hib)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2期	
	☐ 日本脳炎	1期初回 (1回目・2回目) ・ 1期追加 ・ 2期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1期 ・ 2期	
	☐ 麻しん	1期 ・ 2期	

	☐ 風しん	1期 ・ 2期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1回目 ・ 2回目 ・ 3回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1回目 ・ 2回目
	☐ B型肝炎	1回目 ・ 2回目 ・ 3回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
予防接種希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ☐ 母子健康手帳の氏名と予防接種のページの写し	

《註》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますのでご注意ください。

別添 1ー2

別記

様式第 1 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、定期予防接種の機会を逸しておりましたが、病状が回復し主治医の許可が得られたため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：_____

記

予防接種を受ける人	(7頁ナ)氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	— —	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、 該当する接種回数を○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☐ 五種混合 (DPT・IPV・ Hib)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT・IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期	
☐ 麻しん	1 期・2 期		

	☐ 風しん	1 期・2 期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
予防接種希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ☐ 母子健康手帳の氏名と予防接種のページの写し	

《註》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますのでご注意ください。

別添 2ー1

様式第 3 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

様

草津市長

年度長期療養を必要とする疾病等による定期接種に関する特例措置可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長期療養を必要とする疾病等による定期接種に関する特例措置の利用の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 許可する

被接種者氏名	
予防接種の種類	
予防接種実施医療機関	

2 許可しない

(理由)

別添 2ー2

様式第 3 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

様

草津市長

年度長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置の利用の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 許可する

被接種者氏名	
予防接種の種類	
予防接種実施医療機関	

2 許可しない

(理由)

別添 3－1
様式第 4 号(第 9 条第 2 項関係)

年 月 日

草津市長宛

草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市予防接種実施要綱第 9 条第 2 項により、下記のとおり接種料を免除されるよう申請します。なお、接種料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者（被接種者）氏名		
生年月日	年 月 日	
住所	草津市	
電話番号		
免除を希望する予防接種	予防接種の種類 ※希望する予防接種に○をつけてください	接種料
	() 高齢者のインフルエンザ	草津市予防接種実施要綱第 7 条第 2 項に規定する額
	() 高齢者の肺炎球菌感染症	
	() 高齢者の新型コロナウイルス感染症	
免除理由	※該当する方に○をつけてください () 生活保護法により保護を受けている世帯 () 市民税の非課税世帯または免除世帯	
接種予定医療機関	※該当する医療機関に○をつけてください () ① 草津市・栗東市・守山市・野洲市内医療機関 () ② 上記以外の滋賀県内医療機関 () ③ 滋賀県外医療機関	
免除可否決定通知送付先	※上記住所と異なる場合のみ記入してください 〒 ー	

代理人または成年後見人 氏名 (続柄)
電話番号

別添 3－2
様式第 4 号(第 9 条第 2 項関係)

年 月 日

草津市長宛

草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書

草津市予防接種実施要綱第 9 条第 2 項により、下記のとおり接種料を免除されるよう申請します。なお、接種料免除のために、健康増進課長が私の世帯の税務関係資料を閲覧することを承諾します。

申請者（被接種者）氏名		
生年月日	年 月 日	
住所	草津市	
電話番号		
免除を希望する予防接種	予防接種の種類 ※希望する予防接種に○をつけてください	接種料
	() 高齢者インフルエンザ	1,500円
	() 高齢者の肺炎球菌感染症	2,600円
免除理由	※該当する方に○をつけてください () 生活保護法により保護を受けている世帯 () 市民税の非課税世帯または免除世帯	
免除可否決定通知送付先	※上記住所と異なる場合のみ記入してください 〒 ー	

代理人または成年後見人 氏名 (続柄)
電話番号

別添 4－1
様式第 5 号（第 9 条第 5 項関係）

年 月 日

様

草津市長

草津市接種料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市予防接種実施要綱第 9 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 免除を認める。

免除後の額 円

☐ この用紙を、接種時に持参し提出してください。

☐ この免除決定は、年 月 日から免除決定年度の実施期間終了日（ただし、実施医療機関の最終診療日までに限る。）まで有効です。

2 免除を認めない。
(理由)

別添 4－2
様式第 5 号（第 9 条第 5 項関係）

年 月 日

様

草津市長

草津市接種料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市予防接種実施要綱第 9 条第 5 項の規定により通知します。

記

1 免除を認める。

免除額 円

☐ この用紙を、接種時に持参し提出してください。

☐ この免除決定は、年 月 日から免除決定年度の実施期間終了日（ただし、実施医療機関の最終診療日までに限る。）まで有効です。

2 免除を認めない。
(理由)

(令和 6 年 8 月 3 0 日揭示済み)